

1. 生活衛生に関する試験検査

1) 年間取扱件数

平成16年度の生活衛生に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は表1-1のとおりである。

表1-1 環境衛生に関する試験検査取扱件数

		総数		平成16年										平成17年		
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水質検査	簡易専用水道水	15	180	-	-	-	-	5	-	-	2	-	8	-	-	
	小規模受水槽水道水	56	672	-	-	-	-	-	-	42	13	-	-	-	1	
	小計	71	852	-	-	-	-	5	-	42	15	-	8	-	1	
プール水	プール水	40	280	-	-	-	19	21	-	-	-	-	-	-	-	
	浴場水	70	70	-	-	23	14	-	22	-	11	-	-	-	-	
	小計	110	350	-	-	23	33	21	22	-	11	-	-	-	-	
家庭用品検査	おしぼり	10	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	衣料品	39	117	7	-	-	-	9	-	3	-	4	-	12	4	
	小計	49	167	17	-	-	-	9	-	3	-	4	-	12	4	
	繊維製品	608	617	-	65	62	60	-	57	60	60	65	55	62	62	
家庭用化学製品	32	77	-	-	8	-	8	3	-	-	-	10	3	-		
小計	640	694	-	65	70	60	8	60	60	60	65	65	65	62		
計		870	2,063	17	65	93	93	43	82	105	86	69	73	77	67	

(ただし、家庭用品検査については、検査委託検体600検体(600項目)を含む。)

2) 飲用水などの水質に関する検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

市民の飲み水として衛生的で安全な水を確保するために、保健所の環境衛生監視員が立入調査した際に採取した貯水槽水道水について水質検査を行っている。

(2) 方法

水道法に基づく水質基準に関する省令の方法に準じて検査を行った。

(3) 結果

平成16年度は簡易専用水道水15検体(180項目)、小規模受水槽水道水56検体(672項目)の合計71検体(852項目)について水質検査を行った。

これらのうち、保健所の施設監視指導の一環として行った水質検査は、簡易専用水道水6検体(72項目)、小規模受水槽水道水55検体(660項目)であった。これらの水質検査の結果、小規模受水槽水道水1検体については、水質基準に適合していなかった(不適合項目:鉄)が、その他の検

体はいずれも適合していた。

また、水道法第34条の2第2項の規定に基づく法定検査の結果、「不適合」であった簡易専用水道水9検体(108項目)、小規模受水槽水道水1検体(12項目)の合計10検体(120項目)について水質検査を行った結果、簡易専用水道水1検体については、水質基準に適合していなかった(不適合項目:鉄)が、その他の検体はすべて水質基準に適合していた。

不適合であった施設については、所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

3) プール水の水質検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

遊泳用プール施設のプール水の衛生を確保するために、保健所の環境衛生監視員が立入調査した際に採取したプール水について水質検査を行っている。

(2) 方法

厚生労働省健康局長通知（平成13年7月24日付け健発第774号）の水質基準に係る検査方法に準じて検査を行った。

（3）結果

平成16年度は夏季に40検体(280項目)の検査を行った。これらの水質検査の結果、遊泳用プール水の6検体については、水質基準に適合していなかった（不適合項目：残留塩素1件、大腸菌群4件、残留塩素及び大腸菌群1件）が、その他の検体はいずれも適合していた。

不適合であった施設については、所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

4) 家庭用品の有害物質検査

生活衛生部門

（1）目的

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に

より20種類の有害物質の基準が政令で定められている。

同法に基づいて、京都市内で市販されている繊維製品及び家庭用化学製品を試買し、規制対象有害物質の検査を実施している。

（2）方法

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の施行規則に定める方法及び分析技術の進歩に伴い改良された検査方法を文献などを参考にして検査を行った。

（3）結果

平成16年度は表1-2に示した家庭用品640検体(694項目)(ただし、検査委託検体を含む。)について検査した結果、繊維製品2検体についてホルムアルデヒドが基準値を超えて検出された。当該品の販売店については、これらの検査結果に基づき指導が行われた。

表1-2 試験検査対象家庭用品の種類とその検査項目

検体	検査項目	検査数	ホルムアルデヒド 生後24ヶ月以内用のもの	ホルムアルデヒド 生後24ヶ月以内用を除く	塩化水素	硫酸	有機水銀化合物	デイルドリン	T D	T P	水酸化カリウム ・ 水酸化ナトリウム	T B	B D	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験			
																	漏れ試験	落下試験	耐酸性・耐アルカリ性試験	圧縮・変形試験
繊維製品	おしめ	5	5																	
	おしめカバー	31	31	31																
	よだれ掛け	59	60	60																
	下着	193	193	130	63															
	外衣	42	42	42																
	手袋	118	118	113				5												
	くつ	6	6	4	2															
	たび	22	22	12	10															
	帽子	4	4	4																
	寝衣	17	17	17																
家庭用化学製品	寝具	73	76	52	20					2			2							
	敷物	31	31	31																
	カーテン	1	2							1			1							
	衛生パンツ	2	4						2				2							
	つけまつげ用等接着剤	8	8	8																
	家庭用接着剤	3	6								3	3								
	家庭用エアゾル製品	10	20			5								5	5	5				
家庭用ワックス	2	2				2														
靴墨・靴クリーム	1	1				1														
住宅用洗浄剤	1	5			1												1	1	1	1
家庭用洗浄剤	7	35									7						7	7	7	7
計	640	694	497	107	1	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	8	8	8	8

5) おしぼりの衛生検査

臨床部門

(1) 目的

飲食店などで、サービスとして提供される「おしぼり」を公衆衛生上の観点から計画に基づき収去された検体について、適切な取扱いが行われることを目的として検査を行った。

(2) 方法

厚生省環境衛生局の指導基準に定める方法によった。

(3) 結果

平成16年度検査件数は10検体(50項目)であった。官能検査として実施した変色及び異臭については異常なものはみられなかった。一般細菌で10万を超えるものが1検体みられたが、大腸菌群、黄色ブドウ球菌汚染のものはなかった。

6) 浴場水の衛生検査

臨床部門

(1) 目的

24時間風呂等で問題になっている、レジオネラ菌を公衆衛生上の観点から、浴槽水について検査を行った。内訳は、公衆浴場(露天風呂等)37検体、公衆浴場(薬湯)22検体、旅館(共同浴場)11検体であった。

(2) 方法

レジオネラ症防止指針(厚生省生活衛生局企画課監修)に定める方法によった。

(3) 結果

70検体実施した結果、公衆浴場(露天風呂等)6検体(*L. pneumophila* 4検体、*L. micdadei*が2検体、*L. spiritensis* 1検体)、公衆浴場(薬湯)2検体(*L. pneumophila* 2検体)から検出された。